

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等手数料

分類			認定申請	変更認定申請		
敷地面積が500㎡以上 (注1)	一戸建て住宅		5,800	4,100		
	一戸建て住宅 以外の建築物	住宅部分 (注3)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	11,300	8,000	
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	23,800	16,700	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	52,800	37,000	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	94,700	66,500	
			当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	119,000	83,500	
	非住宅部分 (注4)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	11,300	8,000		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	19,500	13,800		
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	31,600	22,200		
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	94,300	66,100		
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満		149,000	104,000			
敷地面積が500㎡未満 (注2)	一戸建て住宅	誘導仕様基準 (注5)	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満	20,700	14,300	
			当該住宅の床面積の合計が200㎡以上	22,200	15,100	
		仕様・計算併用法 (注6)	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満	30,100	21,100	
	一戸建て住宅 以外の建築物	住宅部分 (注3)	誘導仕様基準 (注5)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	38,700	26,800
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	66,900	46,500
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	120,000	84,800
				当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上	183,000	127,000
		非住宅部分 (注4)	仕様・計算併用法 (注6)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	59,800	42,000
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	100,000	70,500
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	175,000	122,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満				256,000	179,000	
当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満				304,000	213,000	
標準計算法 (注7)		当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	354,000	248,000		
		当該部分の床面積の合計が300㎡未満	81,000	56,800		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	135,000	94,600		
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	229,000	161,000		
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	329,000	231,000		
		当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	390,000	273,000		
		当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	449,000	314,000		
		モデル建物法 (注8)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	102,000	71,600	
標準入力法等 (注9)	当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	129,000	91,100			
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	171,000	119,000			
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	276,000	193,000			
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	361,000	253,000			
	当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	434,000	304,000			
	当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	509,000	357,000			
	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	266,000	186,000			
	当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	334,000	234,000			
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	431,000	301,000				
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	615,000	430,000				
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	758,000	531,000				
当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	896,000	627,000				
当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	1,020,000	715,000				

注1 申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

注2 (注1)以外の場合

注3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号、以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分

注4 基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分

注5 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に定める基準

注6 住宅部分の基準省令第1条第1項第2号イ に規定する外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率(以下「外皮性能」という。)を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の同項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)を基準省令第10条第2号ロ の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を同号イ の基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法

注7 基準省令第10条第2号イ 及びロ の基準により評価する方法

注8 一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び基準省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の同号イ に規定する年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法

注9 実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法

詳細は「新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例」をご参照ください